

税制調査会専門家委員会
納税環境整備小委員会

説明資料

平成22年5月20日

東京都主税局

目 次

1. 東京都主税局の執行体制	1
2. 職 員 研 修	2
3. 主な都税の予算額及び課税件数	3
4. 都税徴収率の推移	4
5. 納税者のための制度	5
6. 行政不服申立て	7
7. 東京都固定資産評価審査委員会	8
(参考資料 1)	9
(参考資料 2)	10

1. 東京都主税局の執行体制

- (1) 組織
- └ 本庁5部(総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部)
 - └ 都税事務所等26所(区部23所、多摩2所、都税総合事務センター)

(2) 部門別人員 (平成22年4月1日現在)

○ 債権確定部門	事業税 (法人事業税、個人事業税等)	644人
	固定資産税 (固定資産税・都市計画税、不動産取得税等)	1,192人
	自動車税 (自動車税、自動車取得税)	57人
	小 計	1,893人
○ 徴収部門 (徴収計画、収入管理、滞納整理)		975人
○ 運営管理部門 (庶務、企画、経理、IT推進等)		510人
計		3,378人

2. 職 員 研 修

(1) 研修

○ 職層研修（新人育成、他局転入、現任研修等）	延 42日間	延 1,860人
○ 課題研修（税財政講演会、地方税法研修等）	延 26日間	延 2,368人
○ 実務サポート研修（情報処理、簿記会計）	延 54日間	延 1,422人

(2) 実務実習

○ 基礎・応用（総務・課税・資産税・徴収の各部門）	延 210日間	延 7,753人
---------------------------	---------	----------

(3) 長期専門科研修（資産税部門）

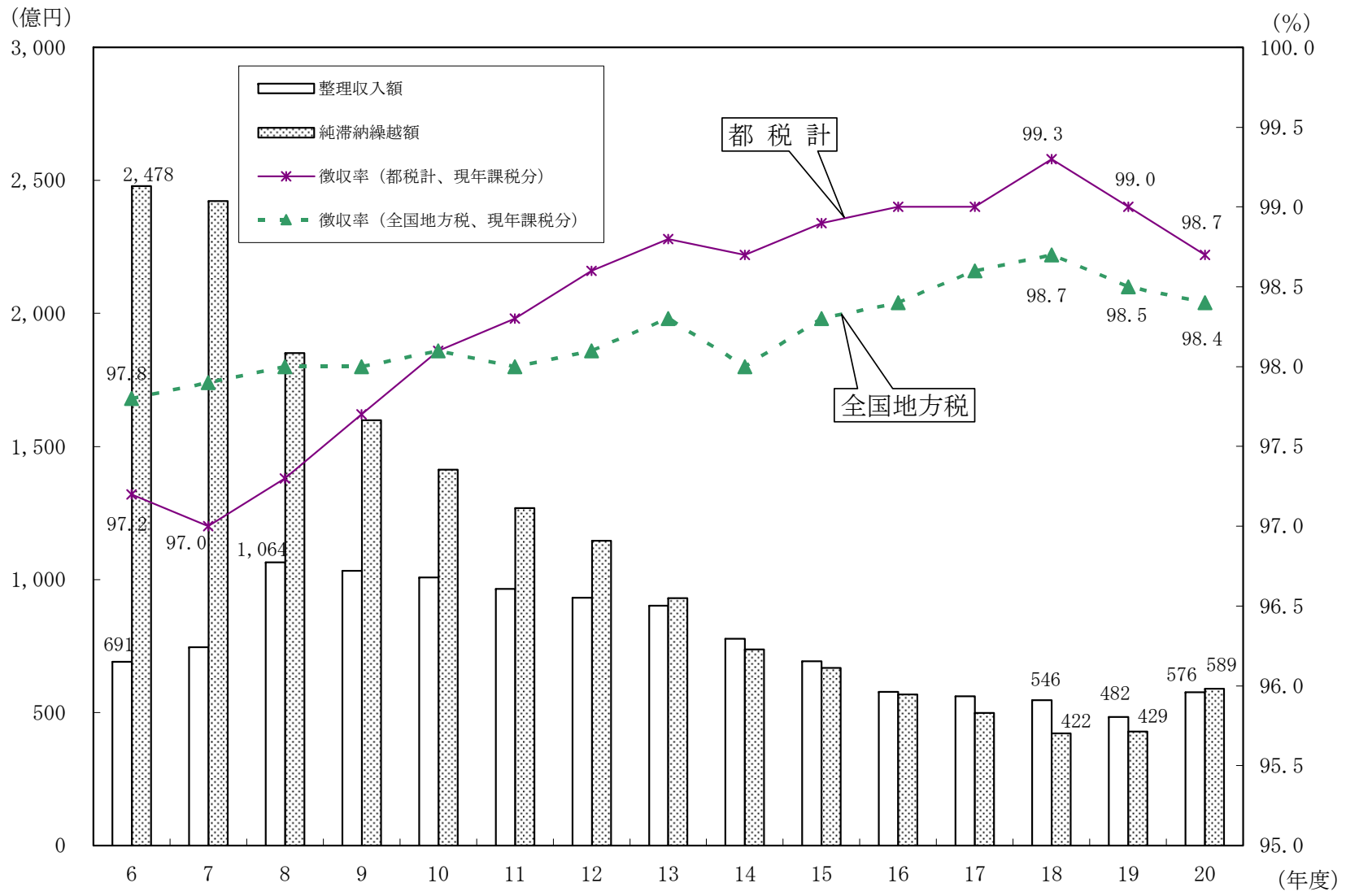
7ヶ月間 10人

年間 延 360日間 14,384人が参加

3. 主な都税の予算額及び課税件数(平成21年度)

	予算額(補正後) (億円)	課税件数 (万件)	備 考
法人(都民税、事業税)	13,369	62	申告法人数
個人事業税	554	17	定期課税納税通知書発付件数
不動産取得税	739	20	納税通知書発付件数
自動車取得税	216	32	申告件数
自動車税	1,161	228	定期課税納税通知書発付件数
固定資産税・都市計画税	12,838	281	定期課税納税通知書発付件数
小 計	28,877	640	
個人都民税	8,055	673	納税義務者数
その他の税	5,600	————	
合 計	42,532	————	

4. 都税徴収率の推移



5. 納税者のための制度

(1) 広報(平成21年度、主なもの)

- ポスター(納期のお知らせ等) 年10回、平均 12,000 部 事務所、官公署、交通機関等へ配布
- あなたと都税 年12回、毎月 38,000 部 事務所、官公署、交通機関等へ配布
- ガイドブック都税 年1回、103,000 部 事務所、官公署等へ配布
- ホームページ、広報東京都 常時
- 東京都提供テレビ・ラジオ

(2) 税務相談

(単位:件・%)

区分 年度	種 類 別			受 付 方 法 別			合 計
	相 談	意見要望	苦 情	来 所	電 話	文 書	
21年度	13,459	260	407	3,537	10,253	336	14,126
構成比	95.3	1.8	2.9	25.0	72.6	2.4	100.0

平成21年度 固定資産税・都市計画税 課税明細書

本年度課税された、1月1日現在あなたが所有している固定資産(土地・家屋)の明細をお知らせします。

土地の所在	登記地目	登記地積 m ²	価 格 円	固定前年度課税等 円	都計前年度課税等 円	小規模地積 m ²	負担水準		固定小規模課税 円	都計小規模課税 円	小規模軽減額(都)円	摘要
	現況地目	現況地積 m ²	固定本則課税標準額 円	固定課税標準額 円	都計課税標準額 円	一般住宅地積 m ²	(%)		固定一般住宅課税 円	都計一般住宅課税 円	減額税額(固・都)円	
	非課税地目	非課税地積 m ²	都計本則課税標準額 円	固定資産税(相当)額 円	都市計画税(相当)額 円	非住宅地積 m ²	固定	都計	固定非住宅課税 円	都計非住宅課税 円	減免税額(固・都)円	
〇〇町二丁目1番1	宅地	150.00	① 45,000,000	② 21,000,000	21,000,000							都税条例附則第15条の3減額 非住宅用地減免
	宅地	150.00		③ 23,250,000	23,250,000						⑥ 30,600	
				④ 240,240	51,480	150.00	46	46	③' 23,250,000	23,250,000	72,930	

家 屋 の 所 在	区分家屋	家屋番号	種 類・用途	構 造	地上	登記床面積 m ²	価 格 円	固定課税標準額 円	固定資産税(相当)額 円	減 額 税 額 (固) 円	摘要
	物件番号		建 築 年 次	屋 根	地下	現況床面積 m ²		都計課税標準額 円	都市計画税(相当)額 円	減免税額(固・都)円	
〇〇町二丁目1番地1		1 - 1 - 1	倉庫	木造	1	100.00	6,000,000	6,000,000	84,000		
	10001		平8年	瓦葺	0	100.00		6,000,000	6,000,000	18,000	

都税事務所	納税通知書番号	CD
-------	---------	----

※⑥の内訳は、固定資産税25,200円、都市計画税5,400円

6. 行政不服申立て

(1) 制度

都税の課税や徴収に関する処分について不服がある場合には、知事に対し、異議申立て又は審査請求をすることができる。

東京都においては、総務局総務部法務課が決定又は裁決に関する事務を行っている。

(2) 件数(異議申立て及び審査請求)

(単位:件)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事業税・自動車税等	19	19	17	17	12
固定資産税・都市計 画税・不動産取得税	100	102	71	63	370
徴 収	21	23	43	45	54
合 計	140	144	131	125	436

7. 東京都固定資産評価審査委員会

(1) 委員の構成

- 委員の定数は、都税条例で、15人以内で規則で定めるとしており、現在9人
- 不動産鑑定士(3人) 建築(2人) 法曹(2人) 税務会計(1人) 行政経験(1人)
- 委員は議会の同意を得て知事が選任
- 3つの審査会を設置、年間78回開催(平成21年度)

(2) 申出件数

(単位:件)

年度 区分	6年度	9年度	12年度	15年度	18年度	19年度	20年度	21年度
合計	2,338	874	385	219	132	11	16	517
土地	2,277	659	319	188	84	10	9	332
家屋	61	215	61	31	48	1	7	185
償却	0	0	5	0	0	0	0	0

都民の信頼・理解の確保

都民の信頼・理解の確保は税務行政の基本である。これを実現するためには、適正・公平な賦課徴収事務を行うとともに、常に納税者の視点に立った事務運営を進めていかなければならない。

納税者の行政に対する意識の高まりと、厳しい経済環境の中にあつて、手続・制度等については、これまで以上に丁寧かつ十分な説明を行い、親切できめ細やかに対応していく。

都民の信頼確保は仕事の基本

適正・公平な事務運営

- 課税客体的確な捕捉と滞納整理の促進
- ・ 課税資料の照合や現場調査等に基づく課税客体的確な捕捉
- ・ 期限内納税者との公平性を意識した滞納整理
- ・ 悪質、不誠実な滞納者に対する毅然とした対応

親切できめ細やかな対応

- 納税者の立場に立った対応
- ・ 納税者の個々の状況に応じた適切な対応
- ・ 事業税部門プラットフォーム化の定着に向けた的確な対応
- ・ 納税者からの届出事項等の所内での活用、共同調査の推進等による納税者の負担に配慮した対応
- ・ 言葉遣いや身だしなみなどにも気を配った、相手に不快感を抱かせない対応
- 説明責任の徹底
- ・ 法令の仕組みや趣旨を十分に踏まえた丁寧で適切な説明
- ・ 職員一人ひとりが説明責任を果たし、主税局の代表としての自覚を持った対応
- ・ 税制改正等に対応したわかりやすい説明

納税者サービスの向上

- 納税しやすい環境整備
- ・ コンビニ・ATM・インターネットバンキング・電子納税等多様な収納方法のPR
- ・ 電子申告の利用率向上に向けた積極的な取組

東京都固定資産(家屋)評価事務取扱要領(通達)

第3節 実地調査

実地調査とは、家屋所在地へ赴き家屋評価の要素となる使用資材、使用割合、建築設備の状況等の把握をするとともに、床面積、所有者等の把握をすることである。

また、特別区内の都税事務所においては家屋の認定及び滅失等の確認も併せて行うものである。

第1 事前準備

1 所有者への説明

実地調査は、所有者等の協力のもとに行うもので、事前に、調査主旨等の説明、調査日時の調整をしてから行う。

所有者等と連絡がとれずに直接現地にて調査依頼をし、調査をする場合には、特に、調査主旨等の説明を充分に行う。

なお、多摩地区においては、本都が評価することを説明すること。

2 評価資料の提示(借用)依頼

所有者に連絡する際には、必要に応じ、次の評価資料(変更があれば変更後のもの)の提示又は借用依頼をあわせて行う。

- (1) 工事請負契約書
- (2) 見積書
- (3) 竣工図
- (4) 建築確認通知書
- (5) その他評価上必要な資料

(略)

第3 実地調査にあたっての留意事項

調査員は、所有者等に質問したり、家屋の内部に立入り調査をするため、所有者等の不審を招かないよう、服装、言葉づかいに気をつけるとともに、次の各号に留意して実地調査を行う。

- 1 身分証明書(東京都徴税吏員証)は必ず携帯し、相手に提示すること。
- 2 立入り調査をする場合は、所有者又は居住者等に調査の主旨を告げ、その了解を得たうえで行うこと。なお、その際は必ずペアで調査にあたること。